

岩手県告示第 468 号

平成 18 年 3 月 20 日県議会の議決を経た平成 18 年度岩手県一般会計予算、平成 18 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算、平成 18 年度岩手県農業改良資金特別会計予算、平成 18 年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成 18 年度岩手県林業改善資金特別会計予算、平成 18 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成 18 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成 18 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成 18 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成 18 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成 18 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成 18 年度岩手県立病院等事業会計予算、平成 18 年度岩手県電気事業会計予算、平成 18 年度岩手県工業用水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

平成18年度岩手県一般会計予算

平成18年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ739,862,289千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円 110,311,000
	1 県 民 税	24,328,000
	2 事 業 税	26,251,000
	3 地 方 消 費 税	11,838,000
	4 不 動 産 取 得 税	3,385,000
	5 県 た ば こ 税	2,715,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	409,000
	7 自 動 車 税	20,446,000
	8 鉱 区 税	18,000
	9 自 動 車 取 得 税	3,711,000
	10 軽 油 引 取 税	17,069,000
	11 狩 猟 税	58,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	82,000
	13 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		27,035,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	27,035,000

3 地方譲与税		27,043,111
	1 所得譲与税	22,558,939
	2 地方道路譲与税	4,153,542
	3 石油ガス譲与税	315,660
	4 航空機燃料譲与税	14,970
4 地方特例交付金		812,000
	1 地方特例交付金	812,000
5 地方交付税		234,059,347
	1 地方交付税	234,059,347
6 交通安全対策特別交付金		633,000
	1 交通安全対策特別交付金	633,000
7 分担金及び負担金		5,089,516
	1 分担金	979,680
	2 負担金	4,109,836
8 使用料及び手数料		9,380,011
	1 使用料	6,896,643
	2 手数料	2,483,368
9 国庫支出金		89,686,289
	1 国庫負担金	35,264,436

	2 国 庫 補 助 金	53,426,081
	3 委 託 金	995,772
10 財 産 収 入		2,542,305
	1 財 産 運 用 収 入	490,058
	2 財 産 売 払 収 入	2,052,247
11 寄 附 金		523,000
	1 寄 附 金	523,000
12 繰 入 金		33,721,661
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,372,976
	2 基 金 繰 入 金	32,348,685
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		77,081,048
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	279,583
	2 預 金 利 子	16,208
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	12,461,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	53,833,621
	5 受 託 事 業 収 入	1,341,715
	6 収 益 事 業 収 入	3,564,368

	7 利子割精算金収入	1,395
	8 雑収入	5,583,158
15 県債		121,945,000
	1 県債	121,945,000
歳入	合計	739,862,289

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,398,653
	1 議 会 費	1,398,653
2 総 務 費		30,700,206
	1 総 務 管 理 費	10,851,032
	2 企 画 費	953,182
	3 地 域 振 興 費	12,078,095
	4 徴 税 費	4,755,389
	5 選 挙 費	397,618
	6 防 災 費	778,592
	7 統 計 調 査 費	473,803
	8 人 事 委 員 会 費	171,661
	9 監 査 委 員 費	240,834
3 民 生 費		53,592,135
	1 社 会 福 祉 費	34,321,926
	2 県 民 生 活 費	497,477
	3 児 童 福 祉 費	13,944,261
	4 生 活 保 護 費	4,803,521

	5 災 害 救 助 費	24,950
4 衛 生 費		26,421,501
	1 公 衆 衛 生 費	14,160,623
	2 環 境 衛 生 費	7,561,372
	3 保 健 所 費	1,490,481
	4 医 藥 費	3,209,025
5 勞 働 費		2,476,292
	1 勞 政 費	455,199
	2 職 業 訓 練 費	1,888,934
	3 勞 働 委 員 会 費	132,159
6 農 林 水 産 業 費		77,557,881
	1 農 業 費	17,312,840
	2 畜 産 業 費	7,821,842
	3 農 地 費	26,369,559
	4 林 業 費	17,517,387
	5 水 産 業 費	8,536,253
7 商 工 費		52,260,003
	1 商 工 業 費	51,920,297
	2 観 光 費	339,706

8 土 木 費		80,235,988
	1 土 木 管 理 費	5,895,749
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,732,768
	3 河 川 海 岸 費	19,473,816
	4 港 灣 費	3,726,910
	5 都 市 計 画 費	6,968,857
	6 住 宅 費	1,437,888
9 警 察 費		29,751,295
	1 警 察 管 理 費	27,222,649
	2 警 察 活 動 費	2,528,646
10 教 育 費		162,834,629
	1 教 育 総 務 費	14,796,419
	2 小 学 校 費	53,431,814
	3 中 学 校 費	30,324,338
	4 高 等 学 校 費	39,236,731
	5 特 殊 学 校 費	10,165,357
	6 社 会 教 育 費	3,310,311
	7 保 健 体 育 費	1,470,256
	8 大 学 費	4,561,197

	9 私立学校費	5,538,206
11 災害復旧費		6,916,281
	1 農林水産施設災害復旧費	2,390,953
	2 土木施設災害復旧費	4,495,328
	3 教育施設災害復旧費	30,000
12 公債費		159,684,807
	1 公債費	159,684,807
13 諸支出金		55,732,618
	1 公営企業貸付金	9,800,000
	2 公営企業出資金	132,591
	3 公営企業負担金	17,969,533
	4 地方消費税清算金	11,131,670
	5 利子割交付金	342,431
	6 配当割交付金	141,772
	7 株式等譲渡所得割交付金	115,064
	8 地方消費税交付金	13,338,392
	9 ゴルフ場利用税交付金	291,860
	10 特別地方消費税交付金	1,224
	11 自動車取得税交付金	2,467,815

	12 利 子 割 精 算 金	266
14 子 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歲 出 合 計		739,862,289

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 日本政策投資銀行が財団法人グリーンいわて事業団に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成33年度まで	融資総額 420,000 千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
2 市中金融機関が財団法人グリーンいわて事業団に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成33年度まで	融資総額 50,000 千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
3 岩手県火災共済協同組合が行う火災共済契約の履行に関する損失補償	平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで	800,000千円
4 岩手県信用保証協会が行う創造的中小企業支援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成18年度から平成29年度まで	損失補償総額 6,000 千円を限度とし、元本の 10 パーセントに相当する額以内
5 財団法人いわて産業振興センターが貸与した設備に係る被貸与者からの償還金の納入がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成26年度まで	662,000千円
6 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成18年度から平成34年度まで	損失補償総額 100,000 千円を限度とし、中小企業金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の 10 パーセント、普通保険を付した場合にあっては、元本の 15 パーセントに相当する額以内
7 岩手県信用保証協会が行う県北・沿岸地域中小企業振興特別資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成18年度から平成34年度まで	損失補償総額 6,250 千円を限度とし、中小企業金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の 10 パーセント、普通保険を付した場合にあっては、元本の 15 パーセントに相当する額以内

8 市中金融機関が社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成28年度まで	融資総額 368,000 千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
9 社団法人全国農地保有合理化協会が社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成28年度まで	融資総額 324,500 千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
10 市中金融機関が社団法人岩手県農業公社に融通した長期保有地の保有資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成22年度まで	融資総額 260,068 千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
11 農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成18年度から平成38年度まで	融資総額 1,296,000 千円を限度とし、年 1.6 パーセント以内の割合で計算した額
12 中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成18年度から平成43年度まで	融資総額 6,000 千円を限度とし、年 1.95 パーセント以内の割合で計算した額
13 農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成18年度から平成33年度まで	融資総額 82,000 千円を限度とし、年 1.25 パーセント以内の割合で計算した額
14 社団法人岩手県農業公社が行う農用地等の買入れ等に要する資金の融通に伴う利子補給補助	平成18年度から平成28年度まで	融資総額 368,000 千円を限度とし、年 2.6 パーセント以内の割合で計算した額
15 土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成18年度から平成29年度まで	融資総額 871,320 千円を限度とし、年 1.525 パーセント以内の割合で計算した額
16 かんがい排水事業	平成18年度から平成19年度まで	130,000千円
17 畑地帯総合整備事業	平成18年度から平成19年度まで	160,000千円
18 地域水田農業支援排水対策特別事業	平成18年度から平成19年度まで	6,000千円

19	経営体育成基盤整備事業	平成18年度から平成19年度まで	1,480,000千円
20	中山間地域総合整備事業	平成18年度から平成19年度まで	340,000千円
21	地域用水環境整備事業	平成18年度から平成19年度まで	30,000千円
22	基幹水利施設補修事業	平成18年度から平成19年度まで	25,000千円
23	ふるさと農道緊急整備事業	平成18年度から平成19年度まで	10,000千円
24	湛水防除事業	平成18年度から平成19年度まで	20,000千円
25	ため池等整備事業	平成18年度から平成19年度まで	50,000千円
26	農林漁業金融公庫が社団法人岩手県林業公社に融通した造林事業資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成18年度から平成74年度まで	融資総額 885,000 千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
27	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成18年度から平成21年度まで	融資総額 30,000 千円を限度とし、年 1.25 パーセント以内の割合で計算した額
28	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成18年度から平成39年度まで	融資総額 816,000 千円を限度とし、年 1.25 パーセント以内の割合で計算した額
29	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成18年度から平成33年度まで	融資総額 25,000 千円を限度とし、年 1.25 パーセント以内の割合で計算した額
30	農道整備事業	平成18年度から平成19年度まで	70,000千円
31	農免農道整備事業	平成18年度から平成19年度まで	20,000千円
32	地域振興支援道路ネットワーク整備事業（農道）	平成18年度から平成19年度まで	10,000千円
33	空港管理に係る消防車両整備	平成18年度から平成19年度まで	190,000千円

34	道路改築事業	平成18年度から平成19年度まで	570,000千円
35	地方特定道路整備事業	平成18年度から平成19年度まで	170,000千円
36	津波危機管理対策緊急事業（河川）	平成18年度から平成19年度まで	105,000千円
37	築川ダム建設事業	平成18年度から平成21年度まで	2,120,000千円
38	遠野第2ダム建設事業	平成18年度から平成22年度まで	3,850,000千円
39	滝ダム堰堤改良事業	平成18年度から平成20年度まで	175,000千円
40	過疎地域公共下水道整備代行事業	平成18年度から平成19年度まで	308,000千円
41	校舎建設事業	平成18年度から平成20年度まで	2,398,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
次世代衛星系通信設備整備	千円 856,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
地域総合整備資金貸付金	675,000	同上	同上	同上
エコパーク平庭高原（仮称）整備事業	30,000	同上	同上	同上
市町村総合補助金	500,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備	857,000	同上	同上	同上
松山荘施設整備	10,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	3,000	同上	同上	同上
屋内温水プールチップボイラー等導入事業	135,000	同上	同上	同上
産業廃棄物処理モデル事業推進	210,000	同上	同上	同上
廃棄物処理モデル施設整備	75,000	同上	同上	同上
県境不法投棄現場環境再生事業	1,049,000	同上	同上	同上
国定公園等施設整備事業	13,000	同上	同上	同上
自然公園施設整備事業	79,000	同上	同上	同上
災害拠点病院施設設備整備	34,000	同上	同上	同上
看護師勤務環境改善施設整備	4,000	同上	同上	同上

庁舎施設整備	1,300,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
土地改良事業	4,770,000	同上	同上	同上
農地防災事業	324,000	同上	同上	同上
開墾建設事業	21,000	同上	同上	同上
林道事業	2,482,000	同上	同上	同上
治山事業	1,433,000	同上	同上	同上
漁港漁場整備事業	1,502,000	同上	同上	同上
いわてインキュベーションファンド（仮称） 組成事業貸付金	50,000	同上	同上	同上
空港整備	356,000	同上	同上	同上
道路交通安全施設整備事業	1,714,000	同上	同上	同上
道路維持修繕	1,125,000	同上	同上	同上
道路新設改良事業	21,768,000	同上	同上	同上
電線共同溝整備事業	100,000	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業	732,000	同上	同上	同上
河川改良事業	3,268,000	同上	同上	同上
砂防事業	1,156,000	同上	同上	同上
海岸保全事業	270,000	同上	同上	同上

河川総合開発事業	4,968,000	同	上	同	上	同	上
港湾建設事業	2,269,000	同	上	同	上	同	上
広域公園整備事業	56,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	2,073,000	同	上	同	上	同	上
過疎地域公共下水道整備代行事業	177,000	同	上	同	上	同	上
公営住宅建設事業	295,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備事業	226,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	331,000	同	上	同	上	同	上
高等学校校舎等建設事業	5,167,000	同	上	同	上	同	上
柳之御所遺跡整備調査事業	76,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	18,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	9,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	3,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	40,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	71,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	1,457,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	24,000	同	上	同	上	同	上
学校施設災害復旧事業	7,000	同	上	同	上	同	上

減 税 補 て ん 債	1,040,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
臨 時 財 政 対 策 債	24,940,000	同 上	同 上	同 上
退 職 手 当 債	3,000,000	同 上	同 上	同 上
計	93,153,000			

平成18年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ421,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 31,203
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,203
2 繰 越 金		76,320
	1 繰 越 金	76,320
3 諸 収 入		278,382
	1 貸 付 金 元 利 収 入	276,554
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,827
4 県 債		35,894
	1 県 債	35,894
歳 入	合 計	421,799

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		千円 421,799
	1 貸 付 費	406,505
	2 貸 付 事 務 費	15,294
歳 出 合 計		421,799

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子福祉資金貸付金	千円 35,894	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。	無 利 子	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成18年度岩手県農業改良資金特別会計予算

平成18年度岩手県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,594千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 5,292
	1 一般会計繰入金	5,292
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		200,301
	1 貸付金収入	200,300
	2 雑収入	1
歳入合計		205,594

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 159,807
	1 貸 付 費	155,000
	2 業 務 費	4,807
2 農地保有合理化促進対策資金貸付費		300
	1 貸 付 費	300
3 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		45,487
	1 貸 付 費	45,000
	2 業 務 費	487
歲 出	合 計	205,594

平成18年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成18年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,533,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 197,501
	1 国庫補助金	197,501
2 財産収入		19
	1 財産収入	19
3 繰入金		2,072,375
	1 繰入金	2,072,375
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		56,349
	1 諸収入	56,349
6 県債		207,000
	1 県債	207,000
歳入	合計	2,533,245

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 2,520,460
	1 県 有 林 事 業 費	2,520,460
2 災 害 復 旧 費		12,785
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	12,785
歳 出 合 計		2,533,245

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 有 林 事 業	千円 207,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる農林漁業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成18年度岩手県林業改善資金特別会計予算

平成18年度岩手県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ680,043千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 5,166
	1 一般会計繰入金	5,166
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		674,876
	1 貸付金元利収入	674,402
	2 預金利子	1
	3 雑収入	473
歳入	合 計	680,043

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付費		千円 207,786
	1 貸 付 費	202,145
	2 業 務 費	5,641
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		470,007
	1 貸 付 費	470,007
3 林業就業促進資金貸付費		2,250
	1 貸 付 費	2,250
歳 出	合 計	680,043

平成18年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成18年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 3,105
	1 一般会計繰入金	3,105
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		300,001
	1 貸付金収入	300,000
	2 雑収入	1
歳入	合計	303,107

歳 出

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		千円 303,107
	1 貸付費	300,000
	2 業務費	3,107
歳出	合計	303,107

平成18年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成18年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,092,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 19,315
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,315
2 繰 越 金		1,144,394
	1 繰 越 金	1,144,394
3 諸 収 入		1,928,430
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,926,235
	2 預 金 利 子	1,000
	3 雑 入	1,195
歳 入	合 計	3,092,139

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 3,092,139
	1 貸 付 費	3,073,009
	2 貸 付 事 務 費	19,130
歳 出	合 計	3,092,139

平成18年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成18年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,070,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 370,510
	1 財 産 売 払 収 入	370,510
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 県 債		700,000
	1 県 債	700,000
歳 入 合 計		1,070,511

歳 出

款	項	金額
1 管 理 事 務 費		千円 1
	1 管 理 事 務 費	1
2 公 債 費		362,569
	1 公 債 費	362,569
3 土 地 取 得 事 業 費		707,941
	1 土 地 取 得 事 業 費	707,941
歳 出 合 計		1,070,511

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
補助事業用地取得事業	千円 700,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成18年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成18年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,201,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 7,201,640
	1 証 紙 収 入	7,201,640
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		7,201,641

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 7,201,641
	1 一 般 会 計 繰 出 金	7,201,641
歳 出 合 計		7,201,641

平成18年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,286,855千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,226,493
	1 負 担 金	4,226,493
2 使 用 料 及 び 手 数 料		316
	1 使 用 料	316
3 国 庫 支 出 金		2,579,000
	1 国 庫 補 助 金	2,579,000
4 繰 入 金		1,481,057
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,481,057
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		58,988
	1 受 託 事 業 収 入	10,100
	2 雑 入	48,888
7 県 債		941,000
	1 県 債	941,000
歳 入	合 計	9,286,855

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 7,407,222
	1 流域下水道管理費	2,906,772
	2 流域下水道建設費	4,500,450
2 公 債 費		1,879,633
	1 公 債 費	1,879,633
歳 出 合 計		9,286,855

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 流域下水道管理費に係る管理業務委託	平成18年度から平成21年度まで	8,139,000千円
2 流域下水道建設事業	平成18年度から平成19年度まで	3,193,000千円

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業	千円 941,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成18年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成18年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,173,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 192,616
	1 使用料	192,616
2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰入金		923,902
	1 一般会計繰入金	923,902
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 県債		2,057,000
	1 県債	2,057,000
歳入	合 計	3,173,521

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 1,350,760
	1 港 湾 施 設 整 備 費	1,103,760
	2 工 業 用 地 造 成 費	247,000
2 公 債 費		1,822,761
	1 公 債 費	1,822,761
歳 出 合 計		3,173,521

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 施 設 整 備 事 業	千円 1,810,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
工 業 用 地 造 成 事 業	247,000	同 上	同 上	同 上
計	2,057,000			

平成18年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量	
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,974床	
	2 年 間 延 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	1,763,000人	
	(2) 外 来 患 者 数	3,177,000人	
	3 一 日 平 均 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	4,832人	
(2) 外 来 患 者 数	12,970人		
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事		
	(1) 花巻厚生・北上病院新築工事	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階建	2,867,366千円
	(2) 山田病院新築工事	鉄筋コンクリート造 2階建	1,473,553千円
	(3) 中央病院増改築工事	鉄筋コンクリート造 平屋建	146,125千円
	2 医 療 器 械	全身用X線CT診断装置等の購入	2,856,172千円
	3 医 師 養 成 負 担 金	岩手医科大学に対する負担金 5人分	202,966千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、医業費用中退職給与金3,745,611千円の財源に充てるため、企業債1,100,000千円を借り入れる。

収 入		
第1款 病院事業	収益	96,625,666千円
第1項 医療	収益	84,357,022千円
第2項 医療外	収益	12,118,039千円
第3項 特別	利益	150,605千円
支 出		
第1款 病院事業	費用	97,303,334千円
第1項 医療	費用	91,656,028千円
第2項 医療外	費用	5,203,066千円
第3項 特別	損失	439,240千円
第4項 予備	費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,856,269千円は、過年度分損益勘定留保資金5,856,269千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的	収入	12,525,804千円
第1項 企業	債	8,136,000千円
第2項 出資	金	827千円
第3項 負担	金	4,366,477千円
第4項 補助	金	22,500千円

支 出

第1款 資本的支出	18,382,073千円
第1項 建設改良費	8,548,352千円
第2項 企業債償還金	9,219,788千円
第3項 投資	334,966千円
第4項 開発費	278,967千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
花巻厚生・北上病院新築工事	平成18年度から平成20年度まで	11,291,952千円
中央病院増改築工事	平成18年度から平成19年度まで	58,804千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築、医療器械整備及び退職給与金	千円 9,236,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、16,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 51,810,246千円 |
| (2) 交際費 | 2,000千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,004,986千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種類)	(名称)	(数量)
取得する資産	医療器械	全身用X線CT診断装置	2台
	同上	線形加速器システム	1台
	同上	超電導磁石式全身用MR装置	1台
	同上	放射線情報システム	1台
	同上	循環器用X線透視診断装置	1台
	同上	臨床化学自動分析装置	1台

平成18年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

胆沢第二発電所	29,771,000キロワットアワー
岩洞発電所	173,274,000キロワットアワー
仙人発電所	133,854,000キロワットアワー
四十四田発電所	68,368,000キロワットアワー
御所発電所	56,956,000キロワットアワー
滝発電所	2,376,000キロワットアワー
北ノ又発電所	39,402,000キロワットアワー
入畑発電所	9,169,000キロワットアワー
松川発電所	19,222,000キロワットアワー
早池峰発電所	6,940,000キロワットアワー
稲庭高原風力発電所	5,482,000キロワットアワー
柏台発電所	11,849,000キロワットアワー
計	556,663,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電 気 事 業 収 益	4,565,335千円
第1項 営 業 収 益	4,204,489千円
第2項 財 務 収 益	146,145千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	199,072千円
第4項 事 業 外 収 益	15,629千円
支 出	
第1款 電 気 事 業 費 用	4,144,551千円
第1項 営 業 費 用	3,513,563千円
第2項 財 務 費 用	301,706千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	187,809千円
第4項 事 業 外 費 用	136,473千円
第5項 予 備 費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,041,651千円は、過年度分損益勘定留保資金974,860千円、中小水力発電開発改良積立金5,290千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金40,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,501千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	773,017千円
第1項 補 助 金	15,660千円
第2項 負 担 金	2,566千円

第3項 長期貸付金償還金 754,791千円

支出

第1款 資本的支出 1,814,668千円

第1項 改良費 378,949千円

第2項 電源開発費 70,144千円

第3項 企業債償還金 588,811千円

第4項 長期貸付金 731,764千円

第5項 繰出金 40,000千円

第6項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事項)	(期間)	(限度額)
岩洞第一発電所岩洞取水塔補修及び更新工事	平成18年度から平成20年度まで	185,000千円
胆沢第二発電所水車発電機等改良工事	平成18年度から平成19年度まで	848,000千円
仙人発電所主要変圧器更新工事	平成18年度から平成19年度まで	217,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と附帯事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,184,890千円 |
| (2) 交 際 費 | 435千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成18年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給水事業所数	18事業所
年間総給水量	15,308,100 立方メートル
うちろ過水量	7,263,500 立方メートル
一日平均給水量	41,940 立方メートル
うちろ過水量	19,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,067,636千円
第1項 営業収益	1,066,841千円
第2項 事業外収益	795千円

支出

第1款 工業用水道事業費用	1,042,056千円
第1項 営業費用	777,799千円

第2項 財 務 費 用	233,173千円
第3項 事 業 外 費 用	30,584千円
第4項 予 備 費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額339,148千円は、当年度分損益勘定留保資金333,834千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,314千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	699,528千円
第1項 企 業 債	436,000千円
第2項 出 資 金	131,764千円
第3項 他会計からの長期借入金	131,764千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,038,676千円
第1項 改 良 費	111,584千円
第2項 企 業 債 償 還 金	752,733千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	174,359千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-----------	-----	-----------

改良事業	55,000千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
工業用水道高資本費対策借換債	381,000千円	同	上	上
計	436,000千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、264,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 94,054千円
- (2) 交際費 50千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。